

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5949033

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	NGR INC.	12/03/2019
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	TASMIT, INC.	
Street Address:	2-6-23 SHIN-YOKOHAMA, KOHOKU-KU, YOKOHAMA, KANAGAWA	
City:	YOKOHAMA	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	222-0033	
PROPERTY NUMBERS Total: 2		
Property Type	Number	
Patent Number:	7660455	
Patent Number:	6868175	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(720)931-3001	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	7209313000	
Email:	patent@lathropGPM.com, laura.sedlacek@lathropGPM.com	
Correspondent Name:	LATHROP GAGE LLP	
Address Line 1:	2440 JUNCTION PLACE, SUITE 300	
Address Line 4:	BOULDER, COLORADO 80301	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	491637, 700287	
NAME OF SUBMITTER:	CURTIS VOCK	
SIGNATURE:	/Curtis Vock/	
DATE SIGNED:	02/06/2020	
Total Attachments: 38		
source=Certificate_NGR-Tasmit#page1.tif		
source=Certificate_NGR-Tasmit#page2.tif		
source=Certificate_NGR-Tasmit#page3.tif		
source=Certificate_NGR-Tasmit#page4.tif		
source=Certificate_NGR-Tasmit#page5.tif		

source=Certificate_NGR-Tasmit#page6.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page7.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page8.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page9.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page10.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page11.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page12.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page13.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page14.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page15.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page16.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page17.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page18.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page19.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page20.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page21.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page22.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page23.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page24.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page25.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page26.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page27.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page28.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page29.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page30.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page31.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page32.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page33.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page34.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page35.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page36.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page37.tif
source=Certificate_NGR-Tasmit#page38.tif

Certificate of All the Particulars of
the Background of Incorporation

2-6-23 SHIN-YOKOHAMA, KOHOKU-KU, YOKOHAMA, KANAGAWA
TASMIT, Inc.

Corporation Number	0200-01-092344
Trade Name	<u>NGR INC.</u>
	TASMIT, Inc. Changed on December 1, 2019 Registered on December 3, 2019
Head Office	<u>1-18-2 Hakusan, Midori-ku, Yokohama</u>
	2-6-23 Shin-Yokohama, Kohoku-ku, Yokohama, Kanagawa Moved on August 1, 2017 Registered on August 7, 2017

.
.
.

It is hereby certified that this document is all the particulars
of not-closed register.

Yokohama District Legal Affairs Bureau jurisdiction
December 24, 2019

Yokohama Regional Legal Affairs Bureau
Kohoku Branch
Register

Masaru Kubodera

Reference Number: chi575973

* Underlined sections indicate deleted items.

D E C L A R A T I O N

In the matter of U.S. Patent
No. 6868175 and No. 7660455 in
the name of TASMIT, Inc.

I, the undersigned, *Yoko HIGUCHI*, of Tani & Abe, p.c. of
6-20, Akasaka 2-Chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, do
hereby declare that I am the translator of the documents attached
and certify that the following is a true translation to the best
of my knowledge and belief.

January 10, 2020

(Date)

Yoko Higuchi

Yoko HIGUCHI

(Signature of Translator)

履歴事項全部証明書

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

会社法人等番号	0200-01-092344	
商号	株式会社NGR	
	TASMIT株式会社	令和 1年12月 1日変更
		令和 1年12月 3日登記
本店	横浜市緑区白山一丁目18番2号	
	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号	平成29年 8月 1日移転
		平成29年 8月 7日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年7月4日	
目的	1. 半導体・集積回路等の電子部品、コンピュータ及びこれら周辺機器の設計、開発、製造、販売、リース、レンタル、保守並びに輸出入 2. 上記部品・機器の製造及び検査に関する機械・装置の設計、開発、製造、販売、リース、レンタル、保守並びに輸出入 3. 前各号に関するソフトウェアの設計、開発、製造、販売、リース、レンタル、保守並びに輸出入 4. 前各号に関する古物の売買 5. 前各号に定める設計、開発、製造方法に関する研究及び技術コンサルティング 6. 前各号の業務に関する著作権、工業所有権、技術、ノウハウ等の保有・管理及び売買 7. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成27年 9月16日変更 平成27年 9月29日登記	
発行可能株式総数	2万4400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万5343株	平成26年 8月29日変更
		平成26年 9月 3日登記
	発行済株式の総数 1万6443株	平成29年 7月 5日変更
		平成29年 7月13日登記

	発行済株式の総数 <u>1万6473株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6481株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6487株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6541株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6641株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6656株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6765株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6800株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6863株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6897株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万6972株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万7222株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1万7305株</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記

	発行済株式の総数 1万7345株	平成30年 1月26日変更
		平成30年 2月 6日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社は、その株式に係る株券を発行する。	
資本金の額	金1億円	平成27年 5月29日変更
		平成27年 6月 2日登記
	金1億5500万円	平成29年 7月 5日変更
		平成29年 7月13日登記
	金1億5800万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億5880万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億5940万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億6480万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億7480万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億7630万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億8175万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億8350万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	金1億8665万円	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記

	<u>金1億8835万円</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	<u>金1億9210万円</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	<u>金2億460万円</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	<u>金2億875万円</u>	平成29年 7月12日変更
		平成29年 7月20日登記
	<u>金2億1275万円</u>	平成30年 1月26日変更
		平成30年 2月 6日登記
株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を受けなければならない	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 平成25年10月 1日設置 平成25年10月 4日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 山本昌宏	平成27年 9月16日重任
		平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u> 山本昌宏	平成28年 9月23日重任
		平成28年10月 4日登記
		平成29年 6月16日辞任
		平成29年 6月30日登記

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

	<u>取締役</u>	<u>吹野 博志</u>	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>吹野 博志</u>	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
			平成29年 6月16日辞任
			平成29年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井 真則</u>	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井 真則</u>	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
			平成29年 6月16日辞任
			平成29年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>堺 澤 秀 行</u>	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>堺 澤 秀 行</u>	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>堺 澤 秀 行</u>	平成29年 9月26日重任
			平成29年 9月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>堺 澤 秀 行</u>	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>堺 澤 秀 行</u>	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 8日登記

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

	<u>取締役</u>	<u>栗林直樹</u>	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>栗林直樹</u>	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
			平成29年 6月16日辞任
			平成29年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>石橋真一</u>	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
			平成28年 2月29日辞任
			平成28年 3月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>船橋孝典</u>	平成27年 9月16日就任
			平成27年 9月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>船橋孝典</u>	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>船橋孝典</u>	平成29年 9月26日重任
			平成29年 9月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>船橋孝典</u>	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>船橋孝典</u>	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 8日登記
			令和 1年 8月31日辞任
			令和 1年 9月 4日登記

	取締役	五 辺 照 男	平成29年 6月16日就任
			平成29年 6月30日登記
		五 辺 照 男	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月 5日登記
		五 辺 照 男	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 8日登記
			令和 1年12月 1日辞任
			令和 1年12月 3日登記
	取締役	山 崎 裕 一 郎	平成29年 6月16日就任
			平成29年 6月30日登記
		山 崎 裕 一 郎	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月 5日登記
		山 崎 裕 一 郎	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 8日登記
			令和 1年 8月31日辞任
			令和 1年 9月 4日登記
	取締役	佐 竹 正 人	平成29年 6月16日就任
			平成29年 6月30日登記
		佐 竹 正 人	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月 5日登記
		佐 竹 正 人	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 8日登記
			令和 1年 8月31日辞任
			令和 1年 9月 4日登記
	取締役	林 隆	令和 1年 6月28日就任
			令和 1年 7月 8日登記
		四 塚 浩 介	令和 1年 9月 1日就任
			令和 1年 9月 4日登記

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

取締役	佐藤 謙二	令和 1年 9月 1日就任
		令和 1年 9月 4日登記
神奈川県横浜市青葉区奈良四丁目1番地1ルケ サーージュあおば山の手台D-903号 代表取締役	山本 昌宏	平成27年 9月16日重任
		平成27年 9月29日登記
神奈川県横浜市青葉区奈良四丁目1番地1ルケ サーージュあおば山の手台D-903号 代表取締役	山本 昌宏	平成28年 9月23日重任
		平成28年10月 4日登記
		平成29年 6月16日解任
		平成29年 6月30日登記
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西二丁目49番 地17 代表取締役	堺 澤 秀 行	平成27年 9月16日重任
		平成27年 9月29日登記
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西二丁目49番 地17 代表取締役	堺 澤 秀 行	平成28年 9月23日重任
		平成28年10月 4日登記
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西二丁目49番 地17 代表取締役	堺 澤 秀 行	平成29年 9月26日重任
		平成29年 9月27日登記
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西二丁目49番 地17 代表取締役	堺 澤 秀 行	平成30年 6月29日重任
		平成30年 7月 5日登記
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西二丁目49番 地17 代表取締役	堺 澤 秀 行	令和 1年 6月28日重任
		令和 1年 7月 8日登記
東京都狛江市東和泉三丁目7番2号 代表取締役	五 辺 照 男	平成29年 6月16日就任
		平成29年 6月30日登記
東京都狛江市東和泉三丁目7番2号 代表取締役	五 辺 照 男	平成30年 6月29日重任
		平成30年 7月 5日登記
東京都狛江市東和泉三丁目7番2号 代表取締役	五 辺 照 男	令和 1年 6月28日重任
		令和 1年 7月 8日登記
		令和 1年12月 1日退任
		令和 1年12月 3日登記

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

	滋賀県大津市秋葉台18番61号 代表取締役 林 隆	令和 1年12月 1日就任
		令和 1年12月 3日登記
	監査役 三 澤 正 弘 (社外監査役)	平成26年 9月26日重任
		平成26年10月 7日登記
		平成29年 6月16日辞任
		平成29年 6月30日登記
	監査役 本 嶋 公 民	平成25年 9月20日重任
		平成25年10月 4日登記
		平成29年 6月16日辞任
		平成29年 6月30日登記
	監査役 友 野 喜 一 (社外監査役)	平成27年 9月16日就任
		平成27年 9月29日登記
		平成29年 6月16日辞任
		平成29年 6月30日登記
	監査役 中 西 由 則	平成29年 6月16日就任
		平成29年 6月30日登記
		平成30年 6月29日辞任
		平成30年 7月 5日登記
	監査役 中 村 任 志	平成30年 6月29日就任
		平成30年 7月 5日登記
		令和 1年 6月28日辞任
		令和 1年 7月 8日登記
	監査役 中 西 由 則	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月 8日登記

	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成27年 9月16日重任
			平成27年 9月29日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成28年 9月23日重任
			平成28年10月 4日登記
			平成29年 9月26日退任
			平成29年 9月27日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。		平成29年 9月26日設定
			平成29年 9月27日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成27年 9月16日変更 平成27年 9月29日登記		
支 店	2		平成27年 4月 1日移転
	台湾台北市松山區民生東路三段156號14樓		平成27年 4月 9日登記
			平成29年 2月15日移転
	台湾新竹市科學園區力行一路1號		平成29年 2月24日登記
新株予約権	第12回新株予約権 新株予約権の数 95個 35個 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 5個 平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 95株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 普通株式 35株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のう		

ち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

普通株式 5株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価額（払込金額）は当初金20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当り} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年10月1日から平成29年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。
- ② 対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ 対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。

権利行使開始日から平成22年9月末日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで

平成22年10月1日から権利行使満了日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の全て

	⑤ その他の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ② 対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成29年7月18日新株予約権全部消却 平成29年 7月20日登記
	第13回新株予約権 新株予約権の数 12個 8個 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 12株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 普通株式 8株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 1 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 既発行 調整前 新発行 1株当たり

	$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成21年10月1日から平成29年8月31日まで 新株予約権の行使の条件 ① 対象者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。 ② 対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ④ 対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成22年9月末日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで 2) 平成22年10月1日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ② 対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成29年7月12日新株予約権全部行使 平成29年 7月20日登記
	第14回新株予約権 新株予約権の数 6個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 6株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価額（払込金額）は当初金20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

	$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成21年10月1日から平成29年8月31日まで 新株予約権の行使の条件 ① 対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ② 対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 平成29年7月12日新株予約権全部行使 平成29年 7月20日登記 第15回新株予約権 新株予約権の数 64個 54個 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 64株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 普通株式 54株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
--	---

とする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成25年 9月 1日変更 / 平成25年 9月 2日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金
20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行
う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の
端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を
行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平
成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基
づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整
し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \quad \text{調整前} \quad \text{新発行} \quad \text{1株当り} \\ \text{株式数} \times \text{払込金額} + \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の
保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合に
は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年10月1日から平成29年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位に
あることを要す。
- ② 対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があっ
た場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予
約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ 対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行
使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨て
るものとする。

1) 権利行使開始日から平成22年9月末日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで

2) 平成22年10月1日から権利行使満了日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の全て

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる
株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認さ
れた場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条
件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新
株予約権を無償で取得することができる。

平成29年7月12日新株予約権全部行使

平成29年 7月20日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数

185個

140個

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

40個

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 185株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

普通株式 140株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

普通株式 40株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格 (払込金額) は当初金20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

分割・併合の比率

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」 (平成13年法律第128号) による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。) は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 調整前 新発行 1株当り
株式数 × 払込金額 + 株式数 × 払込金額

調整後払込金額 =

既発行株式数 + 新発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の

	保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成23年6月3日から平成30年8月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ①対象者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。 ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ③新株予約権の譲渡、買入その他一切の処分は認められないものとする。 ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成24年6月2日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで 2) 平成24年6月3日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成30年1月26日新株予約権全部行使 平成30年 2月 6日登記
第17回新株予約権 <u>新株予約権の数</u> 25個 15個	平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 25株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 普通株式 15株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格(払込金額)は当初
金20万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を
行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満
の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分
を行う場合(新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」
(平成13年法律第128号)による改正前の商法第280条ノ19の規定
に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を
調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の
保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合に
は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月3日から平成30年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の発行時において社外コンサルタントであった対象者は、権利
行使時においても、当社との間でコンサルタント契約を締結していること
を要する。

②新株予約権の発行時において当社協力会社の従業員であった対象者は、新
株予約権行使時においても、以下1)、2)の条件の両方、又は以下3)
の条件を満たしていることを要するものとする。

1)当社と当該協力会社の取引関係が良好に継続し、当該協力会社が当
社の業績並びに企業価値の向上に寄与していること。

2)対象者が、当該協力会社の取締役又は従業員であること。

3)対象者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役・監査役・従業
員・顧問であること。

③対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった
場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権
を行使することができないものとする。

④新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株
式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された
場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件
により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予
約権を無償で取得することができる。

平成29年7月12日新株予約権全部行使

平成29年 7月20日登記

第1回無担保新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

1,100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1,100株(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株)

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。転換価額は当初金10万円とする。なお、本新株予約権付社債の発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により転換価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額×分割・併合の比率

また、調整前転換価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により転換価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行	×	調整前	+	新発行	×	1株当り
株式数		転換価額		株式数		払込金額

調整後転換価額＝

既発行株式数 + 新発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。転換価額は当初金10万円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年9月1日より平成24年8月8日まで。

平成23年9月1日より平成27年8月8日まで

平成24年 7月30日変更 平成24年 8月 8日登記

平成23年9月1日より平成28年8月8日まで

平成27年 8月 3日変更 平成27年 8月11日登記

平成23年9月1日より平成29年8月8日まで

平成28年 8月 1日変更 平成28年 8月 8日登記

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。

②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

平成29年7月5日新株予約権全部行使

平成29年 7月13日登記

第18回新株予約権

新株予約権の数

143個

121個

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

12個

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 143株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

普通株式 121株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

普通株式 12株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価額 (払込金額) は当初金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号) による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。) は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の

	保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成24年6月3日から平成31年8月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ①対象者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。 ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成25年6月2日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで 2) 平成25年6月3日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成29年7月18日新株予約権全部消却 平成29年 7月20日登記
第19回新株予約権 <u>新株予約権の数</u> 67個 35個	平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 67株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 普通株式 35株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初
金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を
行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満
の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分
を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」
（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定
に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を
調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の
保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合に
は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月3日から平成32年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または
従業員の地位にあることを要す。
- ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった
場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権
を行使することができないものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使
できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるも
のとする。

1) 権利行使開始日から平成25年11月2日まで
対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで

2) 平成25年11月3日から権利行使満了日まで
対象者に割り当てられた新株予約権の全て

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株
式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された
場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件
により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予
約権を無償で取得することができる。

平成29年7月12日新株予約権全部行使

平成29年 7月20日登記

第20回新株予約権

新株予約権の数

93個

63個

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 93株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

普通株式 63株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成25年 9月 1日変更 平成25年 9月 2日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額×
分割・併合の比率

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」

（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 調整前 新発行 1株当り
株式数 × 払込金額 + 株式数 × 払込金額

調整後払込金額＝

既発行株式数 + 新発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年9月3日から平成32年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。
- ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。

- 1) 権利行使開始日から平成26年9月2日まで
対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで
- 2) 平成26年9月3日から権利行使満了日まで
対象者に割り当てられた新株予約権の全て

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年 9月 1日発行

平成23年 9月14日登記

平成29年7月12日新株予約権全部行使

平成29年 7月20日登記

第2.1回新株予約権

新株予約権の数

34個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 34株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

	<u>既発行株式数 + 新発行株式数</u> 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成25年11月3日から平成33年8月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ①対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。 ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成26年11月2日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで 2) 平成26年11月3日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成23年11月 1日発行 平成23年11月 9日登記
	平成29年7月12日新株予約権全部行使 平成29年 7月20日登記 <u>第22回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 116個 41個 平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 116株(新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株) なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率 普通株式 41株(新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株) なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のう

ち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成29年 7月12日変更 平成29年 7月20日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年9月3日から平成33年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の状態にあることを要す。
- ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。

1) 権利行使開始日から平成27年9月2日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで

2) 平成27年9月3日から権利行使満了日まで

対象者に割り当てられた新株予約権の全て

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成24年 9月 1日発行 平成24年 9月 6日登記
	平成29年7月18日新株予約権全部消却
	平成29年 7月20日登記
	第23回新株予約権 新株予約権の数 250個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 会社普通株式 250株 なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ 上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 当初1株につき、金100,000円（以下「行使価額」という。） (2) (3)の第1号から第3号までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ 2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。 4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。 5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との

	合計額の1株当りの額とする。 (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。 1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合 調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 2 株式の分割により普通株式を発行する場合 イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。 3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 (4) (3) の第1号から第3号までに掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。 2 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき、ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月21日から平成32年3月20日まで（権利行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。） 新株予約権の行使の条件 なし
--	--

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし <table border="1" data-bbox="1055 357 1412 483"> <tr> <td>平成25年</td><td>3月21日発行</td></tr> <tr> <td>平成25年</td><td>4月1日登記</td></tr> </table>	平成25年	3月21日発行	平成25年	4月1日登記
平成25年	3月21日発行				
平成25年	4月1日登記				
	平成29年7月12日新株予約権全部行使 平成29年7月20日登記				
	第24回新株予約権 新株予約権の数 100個 17個 平成29年7月12日変更 平成29年7月20日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 100株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 普通株式 17株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 平成29年7月12日変更 平成29年7月20日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 権利行使により発行する当社普通株式1株の行使価格（払込金額）は当初金10万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 また、調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法第280条ノイ9の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 既発行 調整前 新発行 1株当り 株式数 × 払込金額 + 株式数 × 払込金額 調整後払込金額＝ 既発行株式数 + 新発行株式数 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の				

	保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成27年9月3日から平成34年8月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ①対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。 ②対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ④対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成28年9月2日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の2分の1まで 2) 平成28年9月3日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
	平成25年 9月 1日発行 平成25年 9月 2日登記
	平成29年7月18日新株予約権全部消却 平成29年 7月20日登記
	<u>第25回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 233個 新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 233株 なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率 普通株式 233株 なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してい

ない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

平成26年11月1日より
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) イ 当初1株につき、金300,000円（以下「行使価額」という。）

ロ 各本新株予約権の行使価額の総額は金69,900,000円とする。

(2) (3)の第一号から第三号までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{既発行} & & \text{調整前} & \\ & \text{株式数} & \times & \text{行使価額} & \\ \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

	(調整前行使価額－調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該 期間内に発行された株式数 株式数 = $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$ 調整後行使価額 この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整 後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。 三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通 株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この 号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額は、その新株予約権の割当日に、また株主割当日があ る場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものと みなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 (4) (3)の第一号から第三号までに掲げる事由のほか次の各号に該当す る場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにそ の事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出した うえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。 一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の 調整を必要とするとき。 二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変 更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする とき。 三 (3)の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。 ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 新株予約権を行使することができる期間 平成26年9月30日から平成33年9月20日まで 権利行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最 終日となる。 新株予約権の行使の条件 なし 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし
	平成26年 9月30日発行 平成26年10月 7日登記
	平成29年7月12日新株予約権全部放棄 平成29年 7月20日登記 第26回新株予約権 新株予約権の数 208個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 208株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる 株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のう ち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ 行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの とする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成28年10月1日から平成31年9月30日まで 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の発行時において当社の取締役、執行役員または従業員であつた対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。 ②新株予約権の発行時において当社取引先の取締役、執行役員または従業員であつた対象者は、新株予約権行使時においても以下1)、2)の条件の両方を満たしていることを要するものとする。 1) 当社と当該取引先の取引関係が良好に継続し、当該取引先が当社の業績ならびに企業価値の向上に寄与していると当社取締役会が判断すること。 2) 対象者が、当該取引先の取締役、執行役員または従業員であること。また、当社取引先の取締役、執行役員または従業員は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。 ③当社株式が平成28年6月30日までにいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ④対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があつた場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ⑤新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ⑥対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成29年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の1まで 2) 平成29年10月1日から平成30年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の2まで 3) 平成30年10月1日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 平成26年12月 1日発行 平成26年12月 9日登記 平成28年7月1日新株予約権全部消滅 平成28年 7月 1日登記 第27回新株予約権
--	---

	<u>新株予約権の数</u> 150個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 150株（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> 新株予約権1個当たり1円とする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成28年10月1日から平成31年9月30日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ①対象者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。 ②当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ④新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ⑤対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成29年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の1まで 2) 平成29年10月1日から平成30年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の2まで 3) 平成30年10月1日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 平成27年 9月 1日発行 平成27年 9月 3日登記 平成29年6月15日新株予約権全部放棄 平成29年 6月30日登記 <u>第28回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 50個
--	--

	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 50株（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで。 新株予約権の行使の条件 ①対象者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。 ②当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③対象者に法令または当社の定款もしくは就業規則に違反する行為があった場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その新株予約権を行使することができないものとする。 ④新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 ⑤対象者は、以下の期間区分に対応して計算される株式数について権利行使できるものとする。計算の結果生じる1株未満の株式数は、切り捨てるものとする。 1) 権利行使開始日から平成30年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の1まで 2) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の3分の2まで 3) 平成31年10月1日から権利行使満了日まで 対象者に割り当てられた新株予約権の全て 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②対象者が権利行使をする前に、前記新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。		
	<table><tr><td>平成28年 9月 1日発行</td></tr><tr><td>平成28年 9月 2日登記</td></tr></table> 平成29年6月15日新株予約権全部放棄 平成29年 6月30日登記	平成28年 9月 1日発行	平成28年 9月 2日登記
平成28年 9月 1日発行			
平成28年 9月 2日登記			
会社分割	令和1年12月1日東京都中央区八重洲一丁目3番22号（八重洲龍名館ビル）東レエンジニアリング株式会社から分割 令和 1年12月 3日登記		

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番23号
TASMIT株式会社

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社 に関する事項	<u>監査役会設置会社</u> 平成27年 9月16日設定 平成27年 9月29日登記
	平成29年 6月16日廃止 平成29年 6月30日登記
会計監査人設置会社 に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>
	平成29年 9月26日廃止 平成29年 9月27日登記
登記記録に関する 事項	平成23年9月1日東京都板橋区小豆沢三丁目6番7号から本店移転 平成23年 9月 6日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

令和 元年12月24日

横浜地方法務局港北出張所

登記官

久保寺 勝



整理番号 千575973

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT 36/36

RECORDED: 02/06/2020

REEL: 051835 FRAME: 0814